

(別紙様式 36-4)

実包火薬庫「保安検査」事前調査票

作成者職・氏名

連絡先電話番号

事業所名		代表者職・氏名		
事業所所在地				
電話番号		ファックス番号		
取扱保安責任者	資格	正（甲・乙）	副（甲・乙）	
	氏名			
実包火薬類の所在地				
実包火薬庫	許可火薬類の種類	許可貯蔵量 kg	定期自主検査実施日	
	号棟		年度	
	号棟		第 1 回 年 月 日	
	号棟		第 2 回 年 月 日	
	号棟			
第 1 種保安物件名		第 2 種保安物件名	第 3 種保安物件名	第 4 種保安物件名
法定保安距離 メートル		法定保安距離 メートル	法定保安距離 メートル	法定保安距離 メートル
申請書面保安距離 メートル		申請書面保安距離 メートル	申請書面保安距離 メートル	申請書面保安距離 メートル
実測保安距離 メートル		実測保安距離 メートル	実測保安距離 メートル	実測保安距離 メートル
検査項目	省令等	検査基準	判定基準	自己点検結果
位置	規則 2 4 条 1 号	湿地を避けた位置とする。	地盤の湿気の状態を確認すること。	適 ・ 否
構造	同 2 4 条 2 号	平屋建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造、石造で基礎は堅牢高位とし排水に留意する。	ヒビ割れ、風化等がないこと。 基礎が露出していないこと。 排水溝の詰まりがないこと。	適 ・ 否
壁	規則 2 7 条 の 4 第 1 号	鉄筋コンクリート造の場合は、20 釐以上、煉瓦造、コンクリートブロック造、石造の場合は 30 釐以上。	ひび割れ、風化等がないこと。	適 ・ 否
扉	規則 2 4 条 4 号	火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。	外扉は厚さ 3 mm 以上の鉄板とすること。 内扉、外扉及び外扉の錠は、日本産業規格 K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項の各基準に適合すること。 内扉及び外扉はそれぞれ錠を使用すること。	適 ・ 否
窓	同 2 4 条 5 号	窓を設ける場合は、地上から 1.7 ｍの高さ、直径 1 釐以上の鉄棒を 10 釐以下間隔ではめ込む。内方に不透明のガラス引戸、外方に外から容易に開かない防火扉とする。	窓ガラス、防火扉の破損がないこと。	該当無し 適 ・ 否

床 通 気 孔	同 2 4 条 6 号	床高は地盤面から30釐以上。床に2個以上の通気孔を設け、金網を張る。(幅20釐以上の通気孔には約5釐間隔で直径1釐以上の鉄棒をはめ込む。)	床面の破損がないこと。 通気孔の金網破損がないこと。 通気孔を設けない場合は、床と地盤面の間に、防湿フィルムを敷設するか、床面に防湿塗料を塗布すること。	適 ・ 否
床 面	同 2 4 条 7 号	床面は板張りで鉄類を表さない。	床板の割れ、釘の浮きがないこと。	適 ・ 否
換 気 孔	同 2 4 条 8 号	金網張り、火薬庫の大きさにより天井に1個以上、両つまに各1個付ける。	換気孔の金網の破損がないこと。	適 ・ 否
暖 房 房	同 2 4 条 9 号	暖房設備は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離する。	次のいずれかの基準に適合すること。 ①火薬庫と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気による放熱体を火薬庫内に設置する場合、放熱対の側面には、取り外しが可能で掃除ができる構造の適当な覆いを取り付けること。 ②火薬庫と完全に隔離された熱源で加熱された熱風を危険工室内に送り込む場合、吹き出し口の温度は50度以下とし、熱源からの熱粉じんが吹き出し口から飛び込むおそれがあるときは、吹き出し口の前面に不燃性板等を設置して熱粉じんの飛び込みを防止すること。 ③火薬類が飛散するおそれがない火薬庫において、エアコンディショナを設置する場合、吹き出し口の温度を摂氏40度以下とし、電気配線は火薬庫内に表さないようにすること。	該 当 無 し 適 ・ 否
照 明	同 2 4 条 1 0 号	照明を設けた場合は防爆式電灯、配線は金属線ビ工事、金属管工事、がい装ケーブル工事とする。自動遮断器、開閉器は庫外に設置する。	防爆式電灯であること。 スイッチ等は庫外にあること。	該 当 無 し 適 ・ 否
屋 根	同 2 7 条 の 4 第 2 号	厚さ20釐以上の鉄筋コンクリート造とすること。	雨といの破損、詰まりがないこと。 雨もりがないこと。	適 ・ 否
避 雷 装 置	同 2 4 条 第 1 2 号	避雷装置を設ける。	平成27年経済産業省告示第145号の基準に適合していること。	適 ・ 否
警 戒 ・ 消 火 設 備	同 2 4 条 第 1 4 号	警戒札及び貯水槽の設置、境界に沿って2釐以上の空地を設け、境界に有刺鉄線を張る。	警戒札(「煙火火薬庫」「火気厳禁」等)は明確であること。空地に燃えやすいものが堆積していないこと。十分な消火用水と消火用器具は整然と用意されていること。	適 ・ 否

警 鳴 装 置	同 2 4 条 第 1 6 号	警 鳴 装 置 を 設 置 す る。(見 張 所 等 を 設 置 し、見 張 人 等 を 常 時 配 置 し た 場 合 は こ の 限 り で な い。)	日 本 産 業 規 格 K4832 (2018) 火 薬 類 の 盗 難 防 止 設 備 の 要 求 事 項 3.4 火 薬 庫 及 び 庫 外 貯 蔵 所 に 用 い る 自 動 警 報 装 置 の 基 準 に 適 合 す る 警 鳴 装 置 を 設 置 す る こ と。	適 ・ 否
---------	-----------------------	--	---	-------

◆ 最大貯蔵量 10 万個以下の実包火薬庫である場合

検 査 項 目	省 令 等	検 査 基 準	判 定 基 準	自 己 点 検 結 果
壁 屋 根	規 則 2 7 条 の 4 第 2 項 第 1 号	壁 及 び 屋 根 が、厚 さ 20 釐 以 上 の 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 で あ る こ と。	設 置 時 と 同 様 な 構 造 を 有 し て い る こ と。	適 ・ 否
窓	同 2 7 条 の 4 第 2 項 第 2 号	窓 が 設 け ら れ て い な い こ と。	窓 が 設 置 さ れ て い な い こ と。	適 ・ 否
警 戒 札 警 戒 設 備	同 2 7 条 の 4 第 2 項 第 3 号	火 薬 庫 付 近 に は、警 戒 札 そ の 他 の 警 戒 設 備 が 設 け ら れ て い る こ と。	境 界 に は 有 刺 鉄 線 等 を 張 り、警 戒 札 (「煙 火 火 薬 庫」、「火 気 厳 禁」 等) を 立 て る こ と。	適 ・ 否
耐 震 性	同 2 7 条 の 4 第 2 項 第 4 号	火 薬 庫 設 置 地 点 に お い て 発 生 す る も の と 想 定 さ れ る 地 震 動 の う ち、最 大 規 模 の 強 さ を 有 す る も の に よ る 地 震 力 に 対 し て、 そ の 安 全 性 が 損 な わ れ る お そ れ が な い こ と。	設 置 時 と 同 様 の 耐 震 性 を 有 し て お り、最 大 規 模 の 強 さ の 地 震 力 に 対 し て、安 全 性 が 損 な わ れ る お そ れ が な い こ と。	適 ・ 否
位 置	規 則 2 4 条 1 号	湿 地 を 避 け た 位 置 と す る。	地 盤 の 湿 気 の 状 態 を 確 認 す る こ と。	適 ・ 否
構 造	同 2 4 条 2 号	平 屋 建 の 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造、煉 瓦 造、コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 造、石 造 で 基 礎 は 堅 牢 高 位 と し 排 水 に 留 意 す る。	ヒビ割れ、風化等がないこと。 基礎が露出していないこと。 排水溝の詰まりがないこと。	適 ・ 否
扉	規 則 2 4 条 4 号	火 薬 庫 の 入 口 の 扉 は、外 扉 が 耐 火 扉 で あ る 二 重 扉 と し、盗 難 を 防 止 す る た め の 措 置 を 講 ず る こ と。	外 扉 は 厚 さ 3 mm 以 上 の 鉄 板 と す る こ と。 内 扉、外 扉 及 び 外 扉 の 錠 は、日 本 産 業 規 格 K4832 (2018) 火 薬 類 の 盗 難 防 止 設 備 の 要 求 事 項 の 各 基 準 に 適 合 す る こ と。 内 扉 及 び 外 扉 は そ れ ぞ れ 錠 を 使 用 す る こ と。	適 ・ 否
床 通 気 孔	同 2 4 条 6 号	床 高 は 地 盤 面 か ら 3 0 釐 以 上。床 に 2 個 以 上 の 通 気 孔 を 設 け、金 網 を 張 る。(幅 20 釐 以 上 の 通 気 孔 に は 約 5 釐 間 隔 で 直 径 1 釐 以 上 の 鉄 棒 を は め 込 む。)	床 面 の 破 損 が な い こ と。 通 気 孔 の 金 網 破 損 が な い こ と。 通 気 孔 を 設 け な い 場 合 は、床 と 地 盤 面 の 間 に、防 湿 フ ィ ル ム を 敷 設 す る か、床 面 に 防 湿 塗 料 を 塗 布 す る こ と。	適 ・ 否
床 面	同 2 4 条 7 号	床 面 は 板 張 り で 鉄 類 を 表 さ な い。	床 板 の 割 れ、釘 の 浮 き が な い こ と。	適 ・ 否

換 気 孔	同 2 4 条 8 号	金網張り、火薬庫の 大きさにより天井に 1 個以上、両つまに 各 1 個付ける。	換気孔の金網の破損がないこと。	適 ・ 否
暖 房	同 2 4 条 9 号	暖房設備は、火薬類 の爆発又は発火を防 止するための措置を 講ずるとともに、燃 焼しやすい物と隔離 する。	次のいずれかの基準に適合する こと。 ① 火薬庫と完全に隔離した熱源 で加熱された熱水又は水蒸気によ る放熱体を火薬庫内に設置する 場合、放熱対の側面には、取り 外しが可能で掃除ができる構造 の適当な覆いを取り付けること。 ② 火薬庫と完全に隔離された熱 源で加熱された熱風を危険工室 内に送り込む場合、吹き出し口 の温度は50度以下とし、熱源から の熱粉じんが吹き出し口から飛 び込むおそれがあるときは、吹き 出し口の前面に不燃性板等を設 置して熱粉じんの飛び込みを防 止すること。 ③ 火薬類が飛散するおそれがない 火薬庫において、エアコンディ ションを設置する場合、吹き出し 口の温度を摂氏40度以下とし、 電気配線は火薬庫内に表さない ようにすること。	該当無し 適 ・ 否
照 明	同 2 4 条 1 0 号	照明を設けた場合は 防爆式電灯、配線は 金属線ピ工事、金属 管工事、がい装ケー ブル工事とする。自 動遮断器、開閉器は 庫外に設置する。	防爆式電灯であること。 スイッチ等は庫外にあること。	該当無し 適 ・ 否
警 鳴 装 置	同 2 4 条 第 1 6 号	警鳴装置を設置す る。(見張所等を設置 し、見張人等を常時 配置した場合はこの 限りでない。)	日本産業規格 K4832(2018)火薬 類の盗難防止設備の要求事項 3.4 火薬庫及び庫外貯蔵所に用いる 自動警報装置の基準に適合する 警鳴装置を設置すること。	適 ・ 否